

第5章

豊島区の環境配慮率先行動

1 豊島区の現状

●「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定（旧 豊島区環境配慮ガイドライン）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

本報告書により、削減目標の最終的な達成状況を報告していきます。

〈計画期間〉

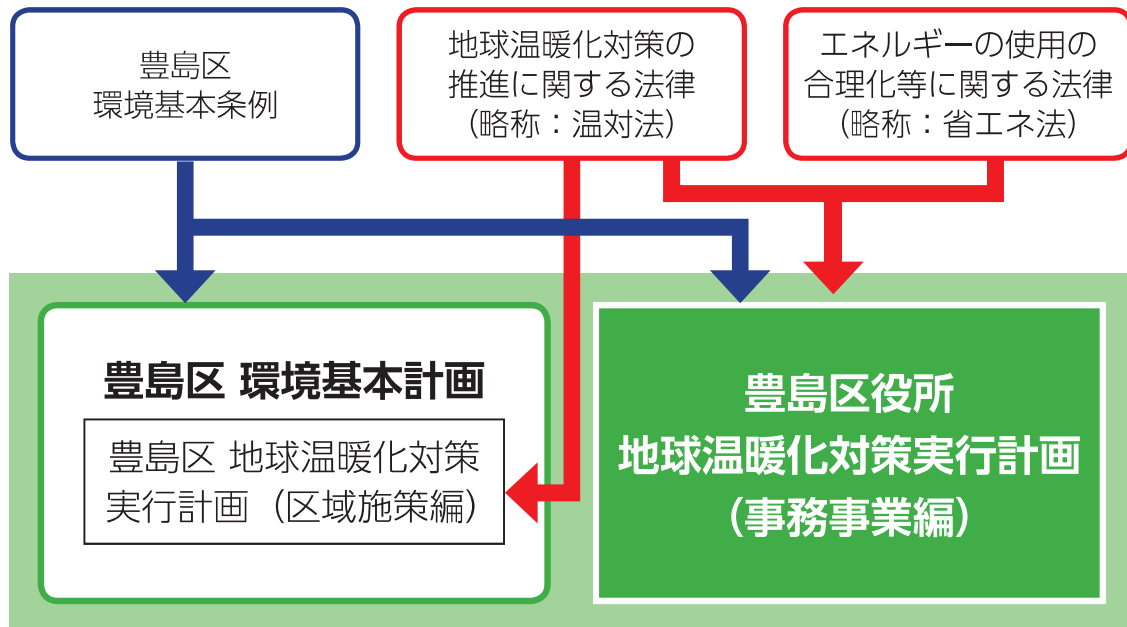
- ・平成29年度（2017年度）～令和5年度（2023年度）

〈削減目標〉

- ・平成27年度（2015年度）比で令和5年度（2023年度）までに豊島区CO₂排出量を **19.3%以上削減**し、「12,885 t -CO₂」以下にする。

〈計画の対象範囲〉

- ・区の事務及び事業の全て

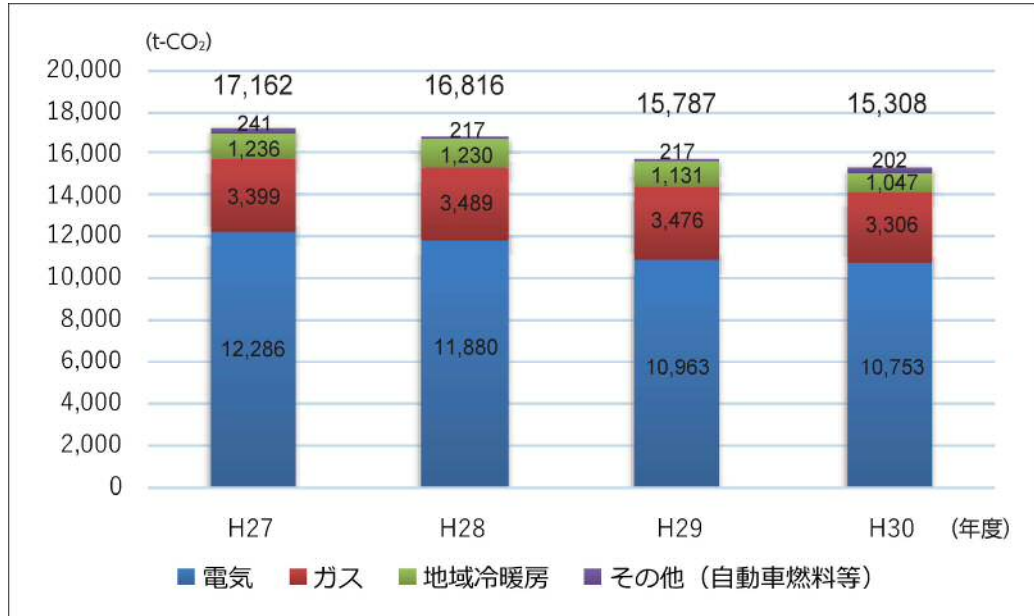


温対法 第21条の3

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

●温室効果ガス排出量の推移 (資料 P.81) (用語解説 P.91)

豊島区は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量を令和5年度（2023年度）までに平成27年度（2015年度）比で19.3%以上削減する目標を設定し、節電・省エネに積極的に取り組んでいます。平成27年5月には、区役所が新庁舎に移転し、従来の同規模の建物と比較すると、CO₂の排出量を30%以上削減できる環境庁舎となり、太陽光発電、自然採光、エコ照明、**地域冷暖房システム**の導入等、環境配慮技術を取り入れ、環境負荷の低減に努めてきました。



〈平成30年度末の状況〉

指標	基準排出量 平成27年度 (2015年度)	削減目標 令和5年度 (2023年度)	最新の排出量 平成30年度 (2018年度)
排出量	15,970 t	12,885 t 以下	15,308 t
増減率	—	△19.3%以上	△4.1%

※環境配慮ガイドラインの改定に伴い、温室効果ガスの排出係数を見直しています。

結果、基準年度である平成27年度の温室効果ガス排出量から4.1%削減することができました。

●エネルギー源別温室効果ガス排出状況 (資料 P.81)

「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」では、排出源の種別ごとに目標を決めて、削減に取り組んでいます。

	H27年度 基準年	H30年度 削減目標	H30年度 実績	H30年度実績 (基準年度比)	評価
温室効果ガス排出量 (t -CO ₂)	15,970	△7.2%	15,308	△4.1%	△
電気使用量	11,109	△7.5%	10,753	△3.2%	×
都市ガス使用量	3,384	△7.5%	3,306	△2.3%	×
熱供給使用量	1,236	△7.5%	1,047	△15.3%	○
自動車燃料使用量	241	△3.0%	202	△16.2%	○
廃棄物排出量 (kg)	426,455	△1.9%	337,576	△20.8%	○
リサイクル率	41%	47.4%	41.5%	—	△
上水使用量 (m ³)	108,487	△4.2%	105,453	△2.8%	△
紙使用量 (kg)	56,267	△4.2%	83,126	47.7%	×

2 施策の実施状況

●環境負荷低減に向けての取組み

「豊島区役所 地球温暖化対策事項計画 (事務事業編)」では、区役所が率先して取り組む率先行動として「エコアクション 21 豊島区 環境マネジメントシステム」を規定し、取組みを実施するとともに、取組みを強化し、より一層温室効果ガスの削減に努めていきます。

《職員の取組みの一例》

・照明の取組み

断続的に使用する部屋 (会議室、給湯室等) の照明はこまめに消すなどして、照明点灯時間を 10%削減すると、本庁舎の場合、使用量で 3.5%、電気料金では 1,095 千円 / 年の削減が見込まれます。

《評価・分析》

平成 30 年度の削減目標には届きませんでした。昼休み時の消灯など節電・省エネへの取組みが定着してきたことや、省エネルギー設備の導入等により、温室効果ガスは削減しています。

紙使用量については、区民への通知や事業で使用する量が増え全体の使用量は増加しましたが、個人の研修資料や内部での会議資料等、まだ減らせる余地はあるので、今後も資源削減を呼びかけていきます。

《今後の取組み》

庁内での取組みが必要な節電・省エネ行動についてまとめた「豊島区 環境マネジメントシステム」の別冊「豊島区役所 CO₂排出量削減への取組み」について、改めて環境管理推進員を通じて周知し、全職員への定着をはかっていきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (1) 職員の意識・行動改革 (オール区役所の取組み)

● 「エコアクション21」認証取得 (用語解説 P.86)

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組みを行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含むすべての事業活動の中に省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。(環境省「エコアクション21ガイドライン」より)



区はこれまで、区内事業者に対して「エコアクション21」への参加を支援してきましたが、一層地域が一体となって環境への取組みを進めるため、区自らも平成24年8月1日に「エコアクション21」の認証を取得しました(旧本庁舎)。

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H30年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
エコアクション21 認証施設数	旧本庁舎のみ	本庁舎、生活産業プラザ、池袋保健所、区民ひろば等 計71施設	本庁舎ほか 全主要施設		

《評価・分析》

現在、区が保有する主要施設のうち、9割以上の施設が認証を取得しています。平成30年度は、新たに認証となった施設はありませんでした。

《今後の取組み》

新しく開設する施設の認証も確実に取得し、全主要施設の認証取得を目指します。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (1) 職員の意識・行動改革 (オール区役所の取組み)

●管理標準の作成 (資料 P.82) (用語解説 P.89)

省エネ法により、事業者は使用エネルギーの削減を確実なものとするため、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル (管理標準)」を作成することとされています。

平成 25 年度から豊島区もこの「管理マニュアル」を施設ごとに CO₂排出量の多い高圧施設から順に作成しており、平成 30 年度は 2 施設で作成しました。

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H30年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
管理標準作成施設数	—	54施設	67施設		目標は H28年度

《評価・分析》

計画的に作成することで、目標 67 施設のうち、改修中または改修予定の施設を除き、54 施設で作成することができました。

《今後の取組み》

新しく開設する施設の「管理マニュアル」を順次作成する予定です。(環境政策課調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5(2)区有施設等の低炭素化

●再生可能エネルギーの導入 (資料 P.82)

現在、区が有する太陽光発電システムは 19 施設、総出力は 325.6kW の規模となっています。



としま産業振興プラザ 太陽光パネル

指標	基準年度 (H24 年度)	現状 (H30 年度)	目標 (H30 年度)	達成状況	備考
区有施設の太陽光発電設置数	12 施設	19 施設	24 施設		

《評価・分析》

平成 30 年度は、導入した施設はなく、故障により 2 施設が減少となりました。今後は、修理及び改修・改築以外の施設への導入が課題と考えています。

《今後の取組み》

太陽熱の利用も含め、再生可能エネルギーの導入については、施設の特性・設置条件に合わせて最適なシステムを導入していきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (2) 区有施設等の低炭素化

● CO₂ 排出量の少ない電力採用 (用語解説 P.88、P.90、P.91)

23 区の清掃工場で発生する排熱を利用して発電された電力の一部を、区立小中学校 26 校で使用しています。

また、再生可能エネルギーを主要な電源とする CO₂ 排出量の少ない新電力を小学校 4 校及び高圧電力を使用する 24 施設に対して導入しています。

実施事項	実績	効果
清掃工場排熱発電電力の利用	高圧電力を使用する 区立小中学校	年間 CO ₂ 削減量 1,697t
再生可能エネルギーを活用した電源の利用	高圧電力を使用する 区立小中学校及び区有施設	年間 CO ₂ 削減量 2,026t

《評価・分析》

節電・省エネの取組みによって電気使用量が減っていくと、排熱や再生可能エネルギーを利用した際の CO₂ 削減効果も減ることになりますが、それでも電気使用量の多い高圧電力を使用する施設で利用することで、平成 30 年度はあわせて 3,723t の削減効果を出すことができました。

《今後の取組み》

高圧電力を使用した施設への効果が明らかになった今、今後は施設数の多い低圧電力を使用した施設への新電力導入を検討し、さらなる CO₂ の削減をはかっていきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (2) 区有施設等の低炭素化

● 省エネルギー型街路灯の導入

区役所が排出する CO₂ のうち、約 3 割を街路灯が占めています。老朽化した街路灯については、長寿命の省エネ型街路灯に随時更新しています。省エネ型街路灯に交換することで、温室効果ガスの削減とともに、電気料金、取替コスト、廃棄物の削減にもつながります。



省エネ型街路灯

《評価・分析》

平成 30 年度時点での省エネ型街路灯の導入率は約 56%となりました。

《今後の取組み》

従来の街路灯は水銀灯が主流でしたが、現在その多くが老朽化しており、また令和 2 年に水銀ランプの製造・輸出入が禁止されることで調達が困難になることから、豊島区街路灯維持管理計画に基づき、既設水銀灯を優先的に、計画的に省エネ型街路灯へと改修していきます。(公園緑地課 公園管理グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (2) 区有施設等の低炭素化

●カーボン・オフセットの実施 (用語解説 P.87)

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない CO₂等の温室効果ガスを、削減・吸収するプロジェクトに投資すること等により、埋め合わせをするという考えです。

《評価・分析》

平成 30 年度は、本報告書の作成やイベント用のチラシ作成で発生した約 5.4t-CO₂をカーボン・オフセットすることができました。

《今後の取組み》

カーボン・オフセットを活用できる事業については、漏れなく積極的に活用していく必要があります。また、交流都市等との連携によるカーボン・オフセット事業の可能性も検討していきます。(環境政策課)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (2) 区有施設等の低炭素化



カーボンオフセット証書


● CO₂ 排出量の少ない車の導入 (用語解説 P.86、P.91)

区が管理する自動車の走行により排出するCO₂は、全排出量の約1.3%を占めています。これまでも低公害・低燃費の車種に限って導入してきましたが、さらにエネルギー効率の改善をめざして、ハイブリッド車など、よりCO₂排出の少ない車を重点に導入を進めています。

また、原則として低公害車を選定するとともに、アイドリングストップ自動車として設計・製造されていることに配慮して選定しています。

清掃事務所の導入車両	実績
ハイブリッド型清掃車	7台



指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H30年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
低公害車導入率	78%	85%	90%		

《評価・分析》

平成30年度に導入した車両は、ほぼ低公害車でしたが、庁有車の中にはまだ低公害車でない車両が残っているため、現状の数値にとどまっています。

《今後の取組み》



適正な乗換え時期を待たずに低公害車を導入することは難しいですが、乗換え時期及び新しく導入する車両については、積極的に低公害車を導入し、目標の達成を目指します。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (3) 環境配慮型事業活動への転換

3

その他成果指標

指標	基準年度 (H24 年度)	現状 (H30 年度)	目標 (H30 年度)	達成状況	備考
コピー用紙の グリーン購入率	—	95.5%	100%		
本庁舎における リサイクル率	70.8%	79%	80%		

《評価・分析》

コピー用紙のグリーン購入率は、着実に取組みが定着してきており、近年は安定して高い割合を維持しています。

本庁舎におけるリサイクル率については、ごみ箱に掲示しているごみの捨て方や分別方法を具体的に分かりやすくすることで分別を徹底し、リサイクル率は79%となりました。

《今後の取組み》

コピー用紙のグリーン購入率については、再生紙の安定した調達が困難な状況ではあるものの、グリーン購入が進んでいない部署への周知を徹底するなどの働き掛けを行っていきます。

本庁舎におけるリサイクル率については、ごみの減量・再利用を促すことによって、ごみ全体量の減量を図っていきます。(環境政策課 調整グループ)